

奈良県公報

(号外第21号)

1 平成16年9月1日 水曜日

奈良県公報

田 次

ペーパー

<知 事>

<公 事>

○保安林の皆伐面積の許容限度

1 ○平成十六年度後期技能検定の実施

田 次

公 事

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすぐり皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十六年九月一日

奈良県知事 柿本善也

（平成16年1月1日～平成17年3月31日）

単位：ヘクタール

公 事

田 次

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条に規定する技能検定（後期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十号）第六十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年九月一日

大和川上流水源かん養保安林	6. 9 6
大利川下流水源かん養保安林	1 8 . 6 6
白砂川水源かん養保安林	6 8 . 1 4
木津川水源かん養保安林	1 4 8 . 1 0

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
--------------	---------

1 実施する検定職種及びその等級
実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によつて行なわれる。

吉野川上流水源かん養保安林	2 9 2 . 6 0
吉野川中流水源かん養保安林	4 7 . 9 4
上十津川水源かん養保安林	6 6 1 . 7 8
下十津川水源かん養保安林	8 8 8 . 8 7
北山川水源かん養保安林	7 9 0 . 4 9
大和川上流水砂流出防備保安林	2 . 9 2
大和川下流水砂流出防備保安林	5 . 6 2
白砂川土砂流出防備保安林	1 . 6 5
木津川土砂流出防備保安林	3 1 . 6 9
吉野川上流水砂流出防備保安林	1 0 . 5 4
吉野川中流水砂流出防備保安林	2 8 . 0 2
吉野川下流水砂流出防備保安林	3 8 . 7 4
上十津川土砂流出防備保安林	7 0 . 6 1
下十津川土砂流出防備保安林	2 6 . 2 6
北山川土砂流出防備保安林	3 . 9 0
大和川保健保安林	4 . 2 2
北山川保健保安林	0 . 4 0
宇賀志地区干害防備保安林	1 3 . 8 6
高原地区干害防備保安林	

1 特級

金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

金型製作（プラスチック成形用金型製作作業）、工場板金（機械板金作業、數値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空氣調和機器施工（冷凍空氣調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（立体図作成作業、立体図仕上げ作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

機械検査（機械検査作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション）（ショーン作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

4 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）、エーエルシーパネル施工（エーエルシーパネル工事作業）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

一 実施期日

- 1 実技試験
- (一) 実施期日

平成十六年十一月二十六日（金）から平成十七年二月二十日（日）までの間に
おいて、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 対象実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

(三) 問題の公表

実技試験の問題は、平成十六年十一月十九日（金）以降、奈良県職業能力開発協会において閲覧に供するとともに、受検申請者あて送付します（ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。）。

(四) 手数料

- (1) 特級 一万五千七百円
- (2) 一級、二級、三級及び単一等級 檢定職種ごとに次のとおりです。

(1) 特級 一万五千七百円

金型製作（プラスチック成形用金型製作作業）、工場板金（機械板金作業、數値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空氣調和機器施工（冷凍空氣調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（立体図作成作業、立体図仕上げ作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

一万五千七百円

機械検査（機械検査作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション）（ショーン作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

一万五千七百円

金型製作（プラスチック成形用金型製作作業）、工場板金（機械板金作業、數値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空氣調和機器施工（冷凍空氣調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（立体図作成作業、立体図仕上げ作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 郵便番号六三〇一八二一三 奈良市登大路町三八番地の一奈良県中小企業

会館二階

電話 ○七四二(一四)四一二七

3 受付期間

平成十六年九月二十八日(火)から同年十月八日(金)まで

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 技能検定受検申請書(以下「申請書」といいます。)の用紙及び受検案内は、奈良県職業能力開発協会等で配布します。

(三) 申請書を郵送する場合は、必ず現金書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面又はその写しを同封してください。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

平成十七年三月十五日(火)に、合格者の受検番号を県庁前掲示場に掲示します。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会から平成十七年三月十五日付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三

定期【一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

五 その他

級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。
このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 ○七四二(一三一)一〇一(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条榮町九一八
電話 ○七四二(一三五)七三三(代)